

弥彦小学校PTA細則

《会費》

第1条 会費は、理事会で決め、総会で承認を得るものとする。

《役員を選出》

第2条 会長、副会長については、理事会において次年度の候補者を選考する。

2 PTA正副会長については、各地区代表委員が選考委員となり、矢作ブロックから2名、麓ブロック、弥彦ブロックから1名ずつ選出する。

3 PTA正副会長については、少なくとも1名は女子会員とする。

《学年委員会》

第3条 学年委員会は、定期総会までに8名(地区代表を除く)を選出し、学年委員会を組織する。

2 各学年委員の選出は、旧年度の学年委員会が中心となっていく。

3 学年代表・副学年代表は、学年委員の互選によって1名ずつ選出する。

4 各学年委員は、2月に立候補を募集し、選出する。

《専門委員会》

第4条 各専門委員は、各学年から選出された委員をもって構成する。

2 各学年から選出された委員は、それぞれの専門委員会に所属する。

3 各専門委員長、副委員長は、委員の互選によって1名を選出する。

4 各専門委員長は、会員としての経験が2年を越え、かつ、再選出ではない委員の中から選出する。

5 各専門委員長は学年代表を兼任することはできない。

《地区代表委員会》

第5条 地区代表委員会は、各地区の代表をもって構成する。

2 各地区は、3月中に地区代表1名と適当数の地区委員を選出し、地区委員会を構成する。

3 矢作・麓・弥彦の各ブロックにおいては、ブロック代表委員を1名選出する。

《会計監査委員》

第6条 会計監査委員は、5年生・6年生の学年委員会より1名ずつ選出する。

《会員資格及び役員資格》

第7条 会員は、通常保護者とするが、同一世帯内においてその児童の教育にあたっているものはすべて同格と認める。

付 則

1 この会の会則は、昭和47年3月の総会で決議された時より施行する。

2 この会の会則は、昭和51年3月の総会で決議された時より施行する。

3 この会の会則は、昭和54年4月25日より施行する。

4 この会の会則は、昭和63年4月21日より施行する。

5 この会の会則は、平成元年4月21日より施行する。

6 この会の会則は、平成3年4月24日より施行する。

7 この会の会則は、平成6年4月19日より施行する。

8 この会の会則は、平成8年4月23日より施行する。

9 この会の会則は、平成9年4月25日より施行する。

10 この会の会則は、平成13年4月20日より施行する。

11 この会の会則は、平成15年2月18日より施行する。

12 この会の会則は、平成21年4月24日より施行する。

13 この会の会則は、平成22年4月23日より施行する。

14 この会の会則は、平成23年4月28日より施行する。

15 この会の会則は、平成26年4月25日より施行する。

16 この会の会則は、令和3年11月29日より施行する。